

目 次

規 則	ページ
17 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 22 年 8 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 17 号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則（平成 16 年規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中「受取方法」を「受取口座」に改める。

別記第 5 号様式中

「

共済見舞金の 受取方法	口座振込 送金	銀行・信金・農協 信組・金庫	(本) (支)	店	を
----------------	------------	-------------------	------------	---	---

」

「

共済見舞金の 受取口座	銀行・信金・農協 信組・金庫	(本) (支)	店	に改める。
----------------	-------------------	------------	---	-------

」

別記第 8 号様式中

「

傷 病 者	住所					を
	氏名	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日生		

」

「

カルテ番号						
傷 病 者	住所					に改める。
	氏名	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日生		

」

別記第 11 号様式及び別記第 12 号様式中「年 月 日交通事故」を「年 月 日の交通事故」に改める。

別記第 13 号様式中「「病死及び自然死」と表示されているもの」を「「2 交通事故」と表示されていないが、交通事故による傷病が死亡の原因を構成している可能性があるもの」に改める。

別記第 14 号様式中「請求者から」を「葬祭執行者から」に、

「

葬祭費の 受取方法	口座振込 送金	銀行・信金・農協 信組・金庫	本店 支店
--------------	------------	-------------------	----------

を

」

「

葬祭費の 受取口座		銀行・信金・農協 信組・金庫	本店 支店
--------------	--	-------------------	----------

に改める。

」

別記第 15 号様式中

「

死亡弔慰金の 受取方法	口座振込 送金	銀行・信金・農協 信組・金庫	本店 支店
----------------	------------	-------------------	----------

を

」

「

死亡弔慰金の 受取口座		銀行・信金・農協 信組・金庫	本店 支店
----------------	--	-------------------	----------

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の新潟県交通災害共済条例施行規則の規定に基づきなされた請求等については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。